

公益財団法人徳島市体育振興公社

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島市体育振興公社（以下「公社」という。）定款第17条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、週3日以上、1日5時間以上職務を執行する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）、通勤手当及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員には、職務の執行の対価として、各年度の総額が8,000,000円を超えない範囲内で、報酬及び賞与を支給することができる。

2 非常勤役員及び評議員には、理事会又は評議員会（以下「会議」という。）への出席に係る対価として、各年度の総額が300,000円を超えない範囲内で、報酬を支給することができる。

3 監事には、監査に係る職務遂行の対価として、各年度の総額が60,000円を超えない範囲内で、報酬を支給することができる。

4 役員等には、退職手当は支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤役員の報酬の額は、次に定める額とする。

理事長報酬額 月額 400,000円

2 常勤役員の賞与の額は、次に定める額に在職年数に応じた別表1の乗率を乗じて得た額とする。ただし、本人から賞与の全額又は一部の辞退の申し入れがあった場合には支給しない。

理事長報酬額 年額 1,600,000円

3 非常勤役員及び評議員への会議出席に係る報酬の額は、一人一律1回当たり7,000円とする。ただし、国又は地方公共団体の職員の身分を有する役員等及び本人から報酬の辞退の申し入れがあった場合には支給しない。

4 監事の監査に係る報酬の額は、一事業年度につき一人一律30,000円とする。ただし、国又は地方公共団体の職員の身分を有する監事及び本人から報酬の辞退の申し入れがあった場合には支給しない。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬及び賞与の支給日は、職員の給与に関する規程に定める職員に対する支給日と同じとする。

2 非常勤役員及び評議員への会議出席に係る報酬は、会議の開催日又は会議の開催日の属する月の翌月10日までに支給する。

3 監事の監査に係る報酬は、毎事業年度の監査終了日の属する月の翌月10日までに支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人が申し出た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第8条 会社は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 旅費の支給額については、鉄道・船舶・航空機・自動車その他の運賃及び宿泊費で実費相当額とする。

3 役員等には、通勤手当は支給しない。

(公表)

第9条 会社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。